

第4回 平成筑豊鉄道沿線地域公共交通協議会

地域公共交通計画の構成

令和7年7月14日



地域公共交通計画の概要

地域交通法第5条第1項

地方公共団体は、地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保に資する地域公共交通の活性化及び再生を推進するための計画を作成するよう努めなければならない。

地域公共交通計画

「地域にとって望ましい地域旅客運送サービスの姿」を明らかにする地域公共交通のマスタープラン

- ・全ての地方公共団体に対して作成の努力義務
- ・地方公共団体は、地域公共交通計画を作成するため、協議会を設置可能
- ・計画は、都道府県単位、複数の市町村単位、単独の市町村単位で作成可能
- ・全国の計画作成数は1,194件※（うち本県は、県単位1件、複数市町村単位0件、市町村単位44件）

【今回作成するのは、複数市町村単位の計画（沿線の9つの市町村）】

※令和7年5月末時点

- ・計画には、「地域公共交通特定事業」を盛り込むことが可能

地域公共交通特定事業

地域の実情に応じた取組の実施を円滑化するための法定事業

▶ **鉄道事業再構築事業**
鉄道の上下分離等

▶ **地域公共交通利便増進事業**
モード転換等によるサービス改善

等

※これまで県内において、鉄道に関する地域公共交通特定事業を盛り込んだ計画が作成された事例はない

実施計画

「地域公共交通計画」に「地域公共交通特定事業」を盛り込んだ場合

- ・個々の地域公共交通特定事業について、地域交通法に基づき地方公共団体や事業者が実施計画を作成
- ・実施計画について国土交通大臣の認定を受けた場合、予算上の措置（社会資本整備総合交付金等）や法律上のワンストップ特例（許認可手続の一元化）などの特例措置

地域公共交通計画に記載する事項

【必ず記載する事項（地域交通法第5条第2項）】

- ① 地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保に資する地域公共交通の活性化及び再生の推進に関する基本的な方針
- ② 計画の区域
- ③ 計画の目標
- ④ ③の目標を達成するために行う事業・実施主体
- ⑤ 計画の達成状況の評価に関する事項
- ⑥ 計画期間 ※国が定める基本方針で「原則5年程度」
- ⑦ その他計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

【記載に努める事項（地域交通法第5条第3項）】

- ① 計画に定められた目標を達成するために行う事業に必要な資金の確保に関する事項
- ② 都市機能の増進に必要な施設の立地の適正化に関する施策との連携に関する事項
- ③ 観光の振興に関する施策との連携に関する事項
- ④ 地域における潜在的な輸送需要に的確に対応するために必要な当該地方公共団体、公共交通事業者等その他の地域の関係者相互間の連携に関する事項
- ⑤ ①～④のほか、地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保に際し配慮すべき事項

【地域公共交通計画の構成例】

はじめに

- ・ 計画作成の趣旨及び位置付け
- ・ 計画の区域
- ・ 計画の期間

1. 地域の現状等

- ・ 地勢・地理
- ・ 社会状況・経済状況

2. 上位・関連計画の整理

- ・ 総合計画
- ・ 都市計画マスタープラン
- ・ 立地適正化計画
- ・ 観光圏整備計画
- ・ その他の関連計画

3. 地域旅客運送サービスの現状等

- ・ 地域旅客運送サービスの整備状況
- ・ 地域旅客運送サービスの利用状況、利用者の意向等

4. 地域旅客運送サービスの役割と課題整理

- ・ 地域旅客運送サービスの役割
- ・ 地域旅客運送サービスの課題整理

5. 基本的な方針

6. 計画の目標

7. 目標達成のための施策・事業、資金調達計画、関係者相互間の連携

8. 計画の達成状況の評価

国土交通省
「地域公共交通計画等の
作成と運用の手引き」

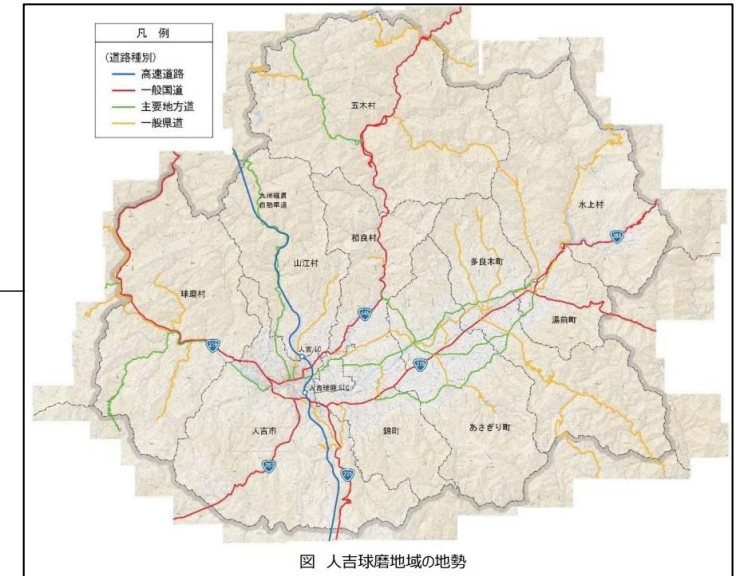
地域公共交通計画の構成（案）

1. はじめに

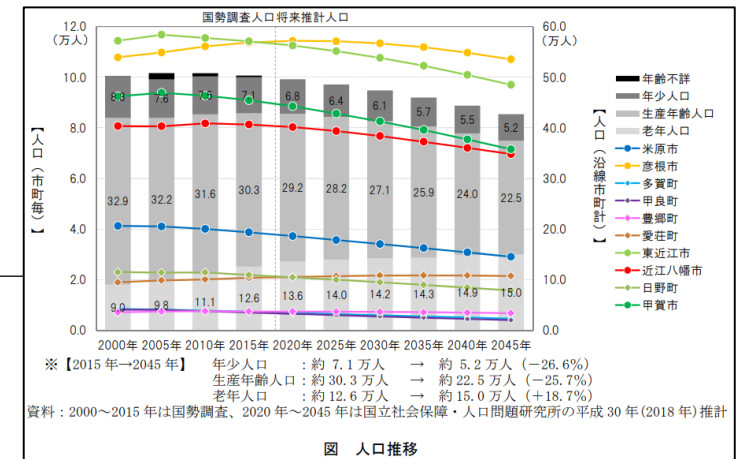
- ・ 平成筑豊鉄道の概要
- ・ 計画作成の趣旨
- ・ 計画の区域
- ・ 計画の期間
- ・ 上位、関連計画の整理（県及び沿線市町村）

2. 地域の現状等

- ・ 地勢、地理（道路状況など）
- ・ 社会状況、経済状況（人口動態、施設立地状況など）



「人吉・球磨地域公共交通計画」



「近江鉄道沿線地域公共交通計画」

※下線は、必ず記載する事項

地域公共交通計画の構成（案）

3. 地域旅客運送サービスの現状（鉄道、バスなど）

- ・整備状況、利用状況など

4. 平成筑豊鉄道の課題

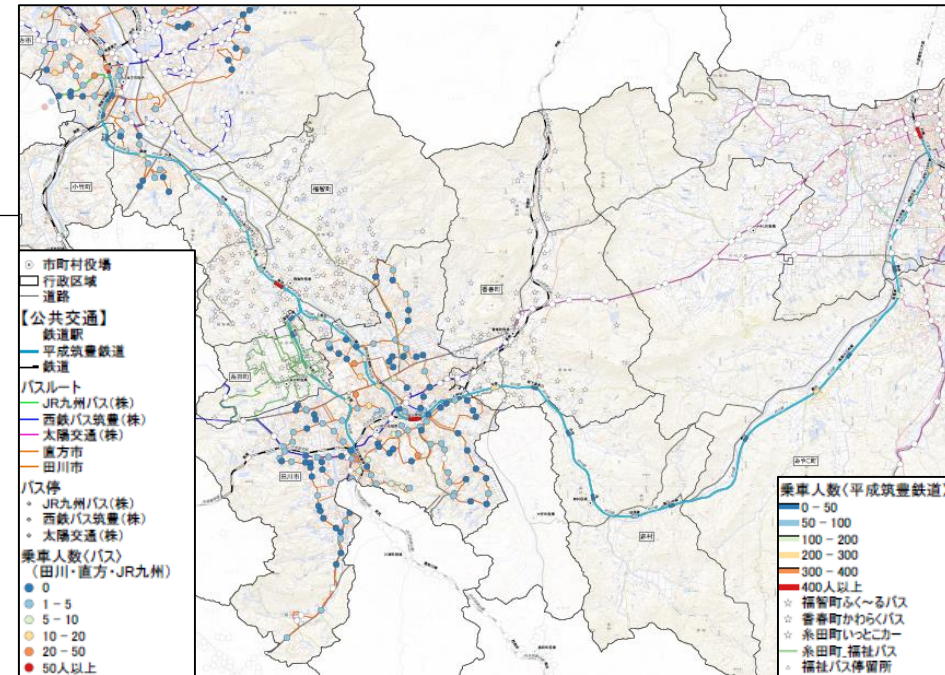
5. 基本的な方針（目指すべき将来像）

6. 計画の目標（利用者数、収支、公的資金投入額など）

7. 目標達成のための施策・事業（実施主体を含む）

8. 計画の達成状況の評価（PDCAサイクルなど）

※下線は、必ず記載する事項



「福岡県地域公共交通マップ」

令和7(2025)年度中

方針（大きな方向性）決定



令和8(2026)年度の
早い時期

地域公共交通計画を作成



計画作成後

国の補助制度等を活用し
速やかに計画を実行